

# 1-1 香川県防災対策基本条例

(平成18年7月15日 香川県条例第57号)

平成十六年に県内に甚大な被害をもたらした台風災害を受け、本県でも防災対策が重要であることが改めて認識された。また、近い将来発生すると予測されている南海トラフ地震に備えるためにも、より一層の防災対策の充実が必要である。

これまでの防災対策は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画等により、県、市町等公的な機関が行う災害への対応を中心に実施されてきた。

しかし、これまでの災害の状況に鑑み、被害を軽減するためには、公的な機関が行う防災対策のみならず、県民が自ら行う防災対策が重要であると改めて認識した。

県民が自らの身は自らで守る「自助」、地域の安全は地域住民が互いに助け合って守る「共助」及び行政による「公助」という理念の下、県民、市町及び県が、協働して防災対策を行うことで、被害を最小限度にとどめることができる。

こうした考えを県民、市町及び県が共有し、災害に強い人づくりと県土づくりを行うため、ここに、私たちは、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、防災対策の基本理念を定めるとともに、県民、市町及び県の責務等を明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い県づくりに寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 地震、津波、洪水、高潮、土石流その他の自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 防災対策 災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐために行う対策をいう。

### (基本理念)

第三条 防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則とし、自助を前提に地域の安全を地域住民が互いに助け合って守る共助に努め、市町及び県が公助を行うことを基本とし、県民、市町及び県が、それぞれの役割を果たし、協働して行わなければならない。

### (県民の責務)

第四条 県民は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努めるものとする。

### (市町の役割)

第五条 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、県及び関係機関と連携し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努めるものとする。

2 市町は、この条例に規定する市町の施策について、当該市町の地域防災計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二条第十号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。）に定めるところにより、その施策を行うものとする。

### (県の責務)

第六条 県は、基本理念にのっとり、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、市町を支援するとともに、市町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努

めるものとする。

2 県は、地域防災計画をこの条例に規定する施策に沿って定めるものとする。

## 第二章 災害予防対策

### 第一節 県民等

#### 第一款 県民

(防災知識の習得等)

第七条 県民は、防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、災害の発生原因となる自然現象（以下「災害発生現象」という。）の種類ごとの特徴、予測される被害、災害発生に対する備え及び災害発生現象に遭遇した場合にとるべき行動に関する知識の習得に努めるものとする。

2 県民は、自らが生活する地域について、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報（以下「地形等災害情報」という。）を収集するよう努めるものとする。

3 県民は、災害発生現象の態様に応じた避難場所（指定緊急避難場所（法第四十九条の四第一項に規定する指定緊急避難場所をいう。）、指定避難所（法第四十九条の七第一項に規定する指定避難所をいう。以下同じ。）その他の避難場所をいう。以下同じ。）、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族等で確認しておくよう努めるものとする。

(災害情報の提供)

第八条 不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対して、あらかじめ当該不動産についての地形等災害情報を提供するよう努めるものとする。

(建築物の所有者等の防災対策)

第九条 建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努めるものとする。

2 県民は、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

(用具の備え)

第十条 県民は、災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、消火器その他の必要な用具を備えるよう努めるものとする。

(県民による備蓄等)

第十一条 県民は、災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、及びラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

(避難行動要支援者による情報の提供)

第十二条 高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）は、市町、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）等に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

(自主防災組織への参加等)

第十三条 県民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及びその活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

#### 第二款 自主防災組織

(災害危険場所の確認等)

第十四条 自主防災組織は、第二十五条第一項、第二項又は第四項の規定により市町又は県が提供

する情報等を活用して、あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、あらかじめ、災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法等を確認するよう努めるものとする。

3 自主防災組織は、前二項の規定により確認した情報その他防災に関する情報を示した地図を作成し、及び周知するよう努めるものとする。

(避難行動要支援者への支援体制の整備)

第十五条 自主防災組織は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における地域の避難行動要支援者の避難誘導、避難支援等を、市町及び関係機関と連携して行うための体制を整備するよう努めるものとする。

(地域住民の行動基準の作成等)

第十六条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、及び周知するよう努めるものとする。

(防災意識の啓発等)

第十七条 自主防災組織は、地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るため、研修等を行うよう努めるものとする。

(自主防災組織による備蓄)

第十八条 自主防災組織は、災害発生に備えて、地域の実情に応じて必要となる資機材及び物資を備蓄しておくよう努めるものとする。

(市町等との連携)

第十九条 自主防災組織は、市町が行う高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の発表等の基準、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の市町との役割分担等について、あらかじめ市町と協議し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域に密着した防災対策が円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

### 第三款 事業者

(事業者の災害予防対策)

第二十条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

(地域への協力)

第二十一条 事業者は、その所有し、又は管理する施設を避難場所として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。

(市町及び県への協力)

第二十二条 事業者は、市町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努めるものとする。

### 第四款 学校等

第二十三条 小学校、中学校、幼稚園又は保育所を設置し、又は管理する者は、児童、生徒又は幼児が、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保することができるように、災害及び防災に関する教育の実施に努めるものとする。

## 第二節 市町及び県

(防災意識の啓発等)

第二十四条 市町は、住民の防災対策の実施を促すため、自主防災組織及び関係機関と連携し、防災意識の啓発及び高揚並びに災害及び防災に関する知識の普及を図るものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(災害情報の提供等)

第二十五条 市町は、地形等災害情報を住民に提供するものとする。

2 市町は、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知するものとする。

3 県は、前二項の規定による施策の実施を支援するものとする。

4 市町及び県は、災害状況を記録し、及び公表するものとする。

(自主防災組織への支援)

第二十六条 市町は、自主防災組織の結成及び活動に対し、必要な支援を行うものとする。この場合において、市町は、自主防災組織の結成を目指している者及び自主防災組織の中心となって活動している者に対する支援について、特に配慮するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(情報伝達体制の整備)

第二十七条 市町は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害及び避難に関する情報の住民への提供並びに住民からの災害状況、住民の安否その他の情報の入手の手段を講じておくものとする。

2 市町は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。

3 県は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における気象、被害その他の災害に関する情報の入手の手段を講じておくものとする。

4 県は、あらかじめ、前項に規定する情報を市町及び関係機関に提供するための手段を講じておくものとする。

5 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の提供について、あらかじめ報道機関と連携を図るものとする。

(避難計画の作成等)

第二十八条 市町は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

2 前項に規定する避難計画には、市町が行う避難情報の発表等の基準、避難場所その他避難のために必要な事項を定めるものとする。

3 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。

4 市町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、第一項に規定する避難計画及び前項に規定する行動基準を住民に周知するものとする。

5 市町は、あらかじめ、避難行動要支援者の把握及び個別避難計画（法第四十九条の十四第一項に規定する個別避難計画をいう。）の作成に努め、自主防災組織及び関係機関と連携して、避難行動要支援者の支援を行うための体制を整備するものとする。

6 市町は、あらかじめ、関係機関と連携して、疾病等のために指定一般避難所（災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）第一条の七の二第一項に規定する指定一般避難所をいう。）では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。

(市町及び県による備蓄)

第二十九条 市町及び県は、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資を備蓄しておくものとする。

(地域防災力の強化)

第三十条 市町は、防災体制の整備、消防団の拡充その他の地域防災力の強化を図るものとする。

（医療救護体制の整備）

第三十一条 市町は、あらかじめ、医療救護計画を作成し、災害による傷病者への治療の拠点となる病院等（以下「救護病院等」という。）を指定するなど災害が発生した場合における医療救護体制を整備するものとする。

2 県は、前項に規定する医療救護体制を支援するため、あらかじめ、救護病院等のみでは対応することができない傷病者に備えた広域救護病院の指定、医薬品、医療器具等を確保するための体制の整備等広域医療救護体制を整備するものとする。

（公衆衛生の確保）

第三十二条 県は、あらかじめ、市町と連携して、災害が発生した場合に感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制を整備するものとする。

（輸送体制の整備）

第三十三条 県は、あらかじめ、緊急輸送路を指定し、及び周知するとともに、関係事業者等との間に協力に関する協定を締結するなど災害が発生した場合における備蓄物資等の輸送体制を整備するものとする。

（他の地方公共団体等との連携体制の整備）

第三十四条 市町は、あらかじめ、他の市町、関係事業者等との間に応援等に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に連携して活動するための体制を整備するものとする。

2 県は、あらかじめ、自衛隊、他の都道府県、関係事業者等との間に広域的な連携に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に迅速に被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うための体制を整備するものとする。

（ボランティア活動への支援等）

第三十五条 市町は、災害が発生した場合にボランティアによる防災活動（以下「ボランティア活動」という。）に必要な場所、情報等の提供を行うことができるよう、あらかじめ対策を講じておくものとする。

2 市町及び県は、ボランティア活動を目的としている団体と、平常時から連携を図るものとする。

3 市町及び県は、ボランティア活動への参加について啓発を行うとともに、ボランティア活動への参加方法、ボランティア活動時の注意事項等ボランティア活動を行うために必要な知識の普及を図るものとする。

（公共施設の整備）

第三十六条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難場所等として使用されるその所有し、又は管理する施設について、計画的な耐震化及び非常電源設備等の整備を行うものとする。

2 市町及び県は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的な点検を行うとともに、計画的に整備するものとする。

（職員への研修等）

第三十七条 市町及び県は、その職員に対し研修等を行い、当該職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに防災意識の高揚を図るものとする。

2 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に的確かつ迅速に対応することができるよう、あらかじめ、危機管理体制を整備するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の行動等についてその職員に周知するものとする。

### 第三章 災害応急対策

#### 第一節 県民等

（避難及び指定避難所）

第三十八条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、市町が避難情報を発した

ときは速やかにこれに応じて行動するものとする。

2 指定避難所に滞在する者は、第二十八条第三項に規定する行動基準に従うものとする。

3 指定避難所の管理者等は、第二十八条第三項に規定する行動基準に従い、市町及び自主防災組織と連携して指定避難所を運営するものとする。

(車両使用の自粛等)

第三十九条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、法、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)その他の法令の規定に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の禁止その他の道路における交通の規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

(危険建築物等の取扱い)

第四十条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物又は工作物(以下「危険建築物等」という。)による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかないものとする。

2 前項に規定する場合において、危険建築物等の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。

(自主防災組織の災害応急対策)

第四十一条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、地域において、情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行うよう努めるものとする。

(事業者の災害応急対策)

第四十二条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来客者、従業員等の安全を確保するとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行うこと等により地域住民の安全を確保し、地域の被害を最小限度にとどめるよう努めるものとする。

## 第二節 市町及び県

(応急体制の確立)

第四十三条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立するものとする。

(災害発生情報の収集、提供等)

第四十四条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害状況、住民の安否その他の災害発生に関する情報を的確かつ迅速に収集するものとする。

2 市町及び県は、それぞれ、収集した災害発生に関する情報をあらかじめ定める部局において、集中して管理するものとする。

3 市町は、住民の安全かつ迅速な避難を促すため、第二十七条第一項に規定する情報の提供の手段を活用して災害予測等の情報を提供するものとする。

4 市町は、収集した災害発生に関する情報を速やかに県に報告するものとする。

5 県は、収集した災害発生に関する情報を速やかに市町に提供するものとする。

(県から市町への応援)

第四十五条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町から応急対策の実施について応援を求められたときは、第三十四条第二項に規定する広域的な連携に関する協定を活用する等により、速やかにその求めに応ずるものとする。

## 第四章 防災対策の計画的な推進等

(目標の設定及び実施状況の点検)

第四十六条 県は、保有施設の耐震化その他の防災対策の数値目標を定め、及び公表するものとする。

る。

- 2 県は、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、その結果を公表するとともに、地域防災計画の見直しに当たっては、当該課題に配慮するものとする。
- 3 県は、市町の防災対策の実施状況について定期的に報告を求め、及びその内容を公表するものとする。

(防災対策の点検)

第四十七条 県民、自主防災組織、事業者及び学校等（以下「県民等」という。）は、自らの防災対策を定期的に点検するよう努めるものとする。

(防災訓練の実施)

第四十八条 県民等並びに市町及び県は、各々又は相互に連携して、災害に対応する能力を向上させるため、防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(県民防災週間)

第四十九条 県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の充実を図るため、県民防災週間を設ける。

- 2 県民防災週間は、この条例の施行の日（同日の属する年の翌年以後の年にあつては、同日に相当する日）を初日とする一週間とする。
- 3 県民防災週間においては、県民等は、自らの防災対策の一層の充実に努めるものとする。
- 4 県民防災週間においては、市町及び県は、県民の防災意識の高揚のための活動の一層の充実を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （令和3年10月13日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-2 香川県防災会議条例

(昭和38年3月22日香川県条例第4号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第15条第8項の規定に基づき、香川県防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の数は、40人以内とする。

2 市町長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第3条 防災会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第4条 防災会議に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年7月7日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年10月12日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。



## 1-3 香川県防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香川県防災会議条例(昭和38年香川県条例第4号)第5条の規定に基づき、香川県防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議事)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議は、総委員の半数以上の者の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理者)

第3条 委員は、やむを得ない事由により防災会議に出席できないときは、その代理者を防災会議に出席させることができる。

2 前項の代理者は、その防災会議において委員とみなす。

(専決処分)

第4条 会長は、防災会議が処理すべき事務のうち緊急を要するもの又は特に軽易なものについて、防災会議に代って処分することができる。

2 会長は、前項の規定による処分をしたときは、これを次の防災会議に報告するものとする。

(幹事会)

第5条 防災会議は、その幹事をもって幹事会を組織する。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、香川県危機管理総局危機管理課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、防災会議運営に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和38年6月12日から施行する。

(中略)

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 1-4 香川県防災会議水防部会設置要綱

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第7条に規定する水防計画について調査審議を行うため、香川県防災会議条例(昭和38年香川県条例第4号)第4条の規定に基づき、水防部会(以下「部会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 部会は、委員14名をもって組織する。

2. 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(部会長)

第3条 部会に部会長を置き、土木部長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

2. 部会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3. 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、土木部河川砂防課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

機 関 名	職 名	機 関 名	職 名
四 国 地 方 整 備 局	局 長	香 川 県	土 木 部 長
高 松 地 方 気 象 台	台 長	香 川 県 市 長 会	会 長
陸上自衛隊第15即応機動連隊	連 隊 長	香 川 県 町 村 会	会 長
香 川 県 警 察 本 部	本 部 長	西日本電信電話(株)香川支店	支 店 長
香 川 県	危機管理総局長	日本赤十字社香川県支部	総 務 課 長
	健康福祉部長	日本放送協会高松放送局	局 長
	農政水産部長	四 国 旅 客 鉄 道 (株)	工 務 部 長

## 1-5 香川県石油コンビナート等防災本部条例

(昭和51年7月13日香川県条例第21号)

(趣旨)

第1条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第28条第8項の規定に基づき、香川県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(幹事)

第2条 防災本部に、幹事を置く。

2 幹事は、防災本部の本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(部会)

第3条 防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。(昭和51年7月規則第37号で、同51年7月15日から施行)

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

2 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表 略

## 1-6 香川県石油コンビナート等防災本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香川県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年香川県条例第21号）第4条の規定に基づき、香川県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部会議)

第2条 防災本部に本部会議を置き、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第27条第3項に規定する防災本部の所掌事務のうち重要な事項について協議決定する。

- 2 本部会議は、本部長が招集し、その議長となる。
- 3 本部員は、必要があると認めるときは、本部長に対し本部会議の招集を求めることができる。
- 4 本部会議は、本部員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 5 本部会議の議事は、出席本部員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理者)

第3条 本部員は、やむを得ない事由により本部会議に出席できないときは、その代理者を本部会議に出席させることができる。

- 2 前項の代理者は、その本部会議において本部員とみなす。

(専決処分)

第4条 本部長は、やむを得ない事由により本部会議を開く暇がないと認めるときは、防災本部の所掌事務について専決処分をすることができる。

- 2 本部長は、前項の規定による専決処分をしたときは、その旨を次の本部会議に報告するものとする。

(職務代理)

第5条 本部長に事故があるときは、副知事がその職務を代理する。

(部会)

第6条 本部長は、必要の都度その事務を定めて部会を置くことができる。

(幹事会)

第7条 防災本部の所掌事務を円滑に遂行するため、防災本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事をもって組織する。
- 3 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - 一 本部会議に提出する議案に関すること。
  - 二 防災本部の所掌事務に関し、資料の収集、調査をすること。
  - 三 その他本部会議が必要と認める事項に関すること。

(異動等の報告)

第8条 本部員及び幹事は、異動が生じた場合は速やかに本部長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 防災本部の庶務は、香川県危機管理課において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、防災本部の運営に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和51年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

## 1-7 香川県災害対策本部条例

(昭和38年8月1日香川県条例第30号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第8項の規定に基づき、香川県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成12年3月27日条例第70号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成24年10月12日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-8 香川県災害対策本部規則

(昭和38年9月19日香川県規則第59号)

(趣旨)

**第1条** この規則は、香川県災害対策本部条例(昭和38年香川県条例第30号)第4条の規定に基づき、香川県災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の所掌事務)

**第2条** 本部は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 気象情報、災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害救助その他民生安定に関すること。
- (3) 災害時の衛生対策に関すること。
- (4) 災害応急復旧に関すること。
- (5) 水防その他緊急措置に関すること。
- (6) 災害時の教育対策に関すること。
- (7) 災害時の人心安定及び治安警備に関すること。
- (8) 災害時の輸送対策に関すること。
- (9) その他災害予防及び災害応急対策に関すること。

(本部の職員)

**第3条** 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副知事の職にある者をもって充てる。

2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、病院事業管理者、審議監、部長、総局長、知事公室長、会計管理者、教育長及び警察本部長の職にある者をもって充てる。

3 災害対策本部長(以下「本部長」という。)及び副本部長に事故があるときは、本部員のうち、知事の職務を代理する上席の職員を定める規則(平成23年香川県規則第56号)に規定する職員である者が、同規則に規定する順序に従い、本部長の職務を代理する。

(本部会議)

**第4条** 災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、本部に、本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

3 本部会議は、本部長が招集し、これを総理する。

(本部事務局)

**第5条** 本部に本部事務局を置き、本部事務局に班を置く。

2 前項の班は、総務班、情報班、対策班、広報班、動員班及び連絡班とする。

3 第1項の班を組織する課等及びその分掌事務は、別表第1のとおりとする。

4 本部事務局に、事務局長を置き、危機管理総局長の職にある者をもって充てる。

5 事務局長は、本部長の命を受けて、本部事務局の事務を掌理する。

6 第1項の班に、班長を置き、事務局長がこれを指名する。

7 前項の班長は、上司の命を受けて、その班の事務を掌理する。

(部)

**第6条** 条例第3条第1項の規定に基づき、本部に部を置き、部に班を置く。

2 前項の部は、政策部、総務部、危機管理部、環境森林部、健康福祉部、商工労働部、交流推進部、農政水産部、土木部、出納部、病院部、教育部及び警備部とする。

3 第1項の班の名称、これを組織する課等及びその分掌事務は、別表第2のとおりとする。

- 4 条例第3条第3項の部長は、次の表の左欄に掲げる部の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

部	部長
政策部	政策部長
総務部	総務部長
危機管理部	危機管理総局長
環境森林部	環境森林部長
健康福祉部	健康福祉部長
商工労働部	商工労働部長
交流推進部	交流推進部長
農政水産部	農政水産部長
土木部	土木部長
出納部	会計管理者
病院部	病院事業管理者
教育部	教育長
警備部	警察本部長

- 5 第1項の班に、班長を置き、部長がこれを指名する。  
6 前項の班長は、上司の命を受けて、その班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部の設置)

**第7条** 本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため必要があると認めるときは、現地災害対策本部を置くことができる。

- 2 現地災害対策本部の組織に関し必要な事項は、本部長が定める。

(出先機関の事務)

**第8条** 土木事務所、小豆総合事務所その他の出先機関は、管内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合においては、その状況及び災害応急対策に必要な事項を、速やかに、本部に報告するとともに、本部の指示に従い、災害応急対策に従事しなければならない。

(補則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(香川県災害対策本部設置規則の廃止)  
2 香川県災害対策本部設置規則(昭和35年香川県規則第32号)は、廃止する。  
(香川県行政組織規則の一部改正)

(途中 略)

附 則(令和5年3月28日規則第16号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 1-9 香川県災害対策本部事務局各班の組織及び分掌事務

班名	班長	担当課名	分掌事務
総務班	事務局長が指名する危機管理課職員	危機管理課 くらし安全安心課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急対策の総括に関する事。</li> <li>2 本部の運営に関する事</li> <li>3 本部長の命令及び指示の伝達に関する事。</li> <li>4 防災行政無線その他の災害通信設備に関する事。</li> <li>5 防災航空隊に関する事。</li> <li>6 気象情報等の伝達に関する事</li> </ol>
		政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国への要請、陳情等の調整に関する事。</li> <li>2 国の機関、国会議員等の視察及び調査に関する事。</li> </ol>
情報班	事務局長が指名する危機管理課職員	危機管理課 くらし安全安心課 自治振興課 統計調査課 選挙管理委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町、防災関係機関及び連絡班等からの被害情報、災害応急対策実施状況等に関する情報の収集及び取りまとめ並びに国への報告に関する事。</li> <li>2 防災拠点施設となる庁舎※3の被害に関する情報の収集に関する事。</li> </ol>
対策班	事務局長が指名する危機管理課職員	危機管理課 くらし安全安心課 ※1 関係各課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急対策の調整に関する事。</li> <li>2 災害応急対策における市町、企業及び県民に対する指示及び協力要請に関する事。</li> <li>3 国、他の都道府県その他関係機関への応援要請に関する事。</li> <li>4 自衛隊に対する災害派遣要請に関する事。</li> <li>5 災害応急対策用の物資等の調達、輸送等に関する事。</li> <li>6 消防体制及び消防活動の指導に関する事。</li> </ol>
広報班	広聴広報課長	広聴広報課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の記者発表資料の作成及び報道機関への対応に関する事。</li> <li>2 県民向けの災害情報の資料作成及び広報に関する事。</li> <li>3 県民からの照会、問い合わせ等への対応に関する事。</li> </ol>
動員班	人事・行革課長	人事・行革課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の非常招集及び動員配備に関する事。</li> <li>2 市町への職員の派遣に関する事。</li> <li>3 他の都道府県からの派遣職員の受入れに関する事。</li> </ol>
連絡班		※2 主管課等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部との連絡調整に関する事。</li> <li>2 情報班への情報提供に関する事。</li> </ol>

※1 関係各課とは、総務事務集中課、健康福祉総務課、医務国保課、産業政策課、経営支援課、農業生産流通課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課をいう。

※2 主管課等とは、政策課、総務学事課、環境政策課、健康福祉総務課、産業政策課、交流推進課、農政課、土木監理課、技術企画課、出納局会計課、病院局県立病院課、教育委員会事務局総務課、警察本部警備課をいう。

※3 防災拠点施設とは小豆合同庁舎、大川合同庁舎、坂出合同庁舎、仲多度合同庁舎、三豊合同庁舎、長尾土木事務所、高松土木事務所（東讃土地改良事務所を含む。）、中讃保健福祉事務所をいう。



## 1-10 香川県災害対策本部各部各班の組織及び分掌事務

部 名 (担当部長名)	班 名 (担当課名)	分 掌 事 務
政 策 部 (政策部長)	政 策 班 ( 政 策 課 )	1 政策部関係の被害情報、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関すること。 2 部内各班の総括及び連絡調整に関すること。
	地域活力推進班 (地域活力推進課)	1 他班の応援に関すること。
	予 算 班 ( 予 算 課 )	1 災害応急対策に関する予算の総括に関すること。 2 県議会との連絡調整に関すること。
	自 治 振 興 班 (自治振興課)	1 市町の災害復旧に係る財政需要に関すること。 2 市町税の減免等についての助言に関すること。
	水資源対策班 (水資源対策課)	1 水道施設の災害応急対策及び応急給水の支援に関すること。 2 香川用水幹線水路の被害情報の収集に関すること。
	男女参画・県民活動班 (男女参画・県民活動課)	1 ボランティアの活動の支援に関すること。
	文化振興班 (文化振興課)	1 県立文化施設の災害応急対策に関すること。
	瀬戸内国際芸術祭推進班 (瀬戸内国際芸術祭推進課)	1 他班の応援に関すること。
	デジタル戦略班 (デジタル戦略課)	1 他班の応援に関すること。
	情報システム班 (情報システム課)	1 電子計算システム及びネットワークの災害応急対策に関すること。
	監査委員班 (監査委員事務局)	1 他班の応援に関すること。
総 務 部 (総務部長)	総務学事班 (総務学事課)	1 私立学校の被害情報の収集に関すること。 2 公用車に関すること。 3 総務部関係の被害情報、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関すること。 4 部内各班の総括及び連絡調整に関すること。
	財産経営班 (財産経営課)	1 公有財産の被害状況の取りまとめ及び災害応急対策に関すること。 2 来庁者及び職員の避難誘導及び保護安全対策に関すること。 3 庁舎の電気、電話、給排水等に関すること。
	営 繕 班 ( 営 繕 課 )	1 他班の応援に関すること。
	総務事務集中班 (総務事務集中課)	1 災害応急対策に伴う資材の緊急調達の支援に関すること。
	税 務 班 ( 税 務 課 )	1 県税の減免等に関すること。
	職 員 班 ( 職 員 課 )	1 本部職員の健康管理に関すること。 2 被災した職員に関すること。
	人権・同和政策班 (人権・同和政策課)	1 他班の応援に関すること。
	秘 書 班 ( 秘 書 課 )	1 本部長及び副本部長に関すること。
	国 際 班 ( 国 際 課 )	1 被災した外国人の援護に関すること。
	人事委員会班 (人事委員会事務局)	1 他班の応援に関すること。

部 名 (担当部長名)	班 名 (担当課名)	分 掌 事 務
危機管理部 (危機管理総局長)	危機管理班 (危機管理課)	1 危険物、高圧ガス、火薬類等の施設の被害状況の取りまとめ及び災害応急対策に関すること。
	くらし安全安心班 (くらし安全安心課)	1 生活関連物資の需給動向調査及び物価対策に関すること。
環境森林部 (環境森林部長)	環境政策班 (環境政策課)	1 環境森林部関係の被害情報、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関すること。 2 部内各班の総括及び連絡調整に関すること。
	環境管理班 (環境管理課)	1 水質汚濁、大気汚染等の発生源の監視に関すること。 2 飲料水の衛生の確保に関すること。 3 海上散乱ごみ等の処理対策に関すること。
	森林・林業政策班 (森林・林業政策課)	1 治山施設、林道施設及び林業施設の災害応急対策に関すること。 2 災害応急対策用の木材に関すること。
	みどり保全班 (みどり保全課)	1 他班の応援に関すること。
	循環型社会推進班 (循環型社会推進課)	1 災害により発生する廃棄物の処理対策に関すること。
健康福祉部 (健康福祉部長)	健康福祉総務班 (健康福祉総務課)	1 災害救助法の適用に関すること。 2 救援物資の受入れに関すること。 3 義援金に関すること。 4 保護施設の災害応急対策に関すること。 5 被災者の健康指導及び栄養指導に関すること。 6 被災者生活再建支援法の適用に関すること。 7 災害時の難病患者の援護に関すること。 8 健康福祉部関係の被害情報、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関すること。 9 部内各班の総括及び連絡調整に関すること。
	長寿社会対策班 (長寿社会対策課)	1 老人福祉施設の災害応急対策に関すること。 2 介護老人保健施設及び介護医療院の災害応急対策に関すること。 3 災害時の高齢者の援護に関すること。
	障害福祉班 (障害福祉課)	1 障害者支援施設等の災害応急対策に関すること。 2 被災者の精神保健に関すること。 3 災害時の障害者の援護に関すること。
	医務国保班 (医務国保課)	1 市町からの医師、看護師等の派遣要請に関すること。 2 県内の医師、看護師等の派遣先の決定及び派遣の依頼に関すること。 3 県外からの医師、看護師等の派遣の受入れに関すること。 4 応急救護所の設置場所の把握に関すること。 5 医療救護施設の救護体制の支援に関すること。
	薬務感染症対策班 (薬務課) (感染症対策課)	1 医薬品及び血液の確保対策に関すること。 2 被災地の防疫に関すること。 3 毒物及び劇物に関すること。
	生活衛生班 (生活衛生課)	1 食品衛生の指導に関すること。
	子ども政策班 (子ども政策課) (子ども家庭課)	1 児童福祉施設の災害応急対策に関すること。 2 婦人保護施設及び母子・父子福祉施設の災害応急対策に関すること。 3 災害時の児童の援護に関すること。

部 名 (担当部長名)	班 名 (担当課名)	分 掌 事 務
商工労働部 (商工労働部長)	産業政策班 (産業政策課)	1 商工労働部関係の被害情報、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関すること。 2 部内各班の総括及び連絡調整に関すること。
	企業立地推進班 (企業立地推進課)	1 他班の応援に関すること。
	経営支援班 (経営支援課)	1 商工団体との連絡調整に関すること。 2 中小企業の災害応急対策に関すること。
	労働政策班 (労働政策課)	1 他班の応援に関すること。
	労働委員会班 (労働委員会事務局)	1 他班の応援に関すること。
交流推進部 (交流推進部長)	交流推進班 (交流推進課)	1 交流推進部関係の被害情報、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関すること。 2 部内各班の総括及び連絡調整に関すること。
	観光振興班 (観光振興課)	1 観光客に対する災害応急対策に関すること。 2 観光及び旅行業関係団体との連絡調整に関すること。
	交通政策班 (交通政策課)	1 公共交通機関の被害情報の収集に関すること。
	県産品振興班 (県産品振興課)	1 他班の応援に関すること。
農政水産部 (農政水産部長)	農政班 (農政課)	1 農業団体との連絡調整に関すること。 2 農政水産部関係の被害情報、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関すること。 3 部内各班の総括及び連絡調整に関すること。
	農業経営班 (農業経営課)	1 災害時の農業技術の指導に関すること。 2 災害時の病虫害の防除に関すること。
	農業生産流通班 (農業生産流通課)	1 農作物の災害応急対策に関すること。 2 主食食料の確保に関すること。
	畜産班 (畜産課)	1 家畜の防疫に関すること。 2 家畜の飼料対策に関すること。 3 被災家畜の収容に関すること。
	土地改良班 (土地改良課)	1 農地及び農業用施設の災害応急対策に関すること。 2 冠水農地等の排水に関すること。 3 防災ダム(土木部所管のものを除く。)の管理に関すること。 4 香川用水幹線水路(農業用水専用区間に限る。)の被害情報の収集及び連絡調整に関すること。
	農村整備班 (農村整備課)	1 農村整備施設の災害応急対策に関すること。
	水産班 (水産課)	1 漁港施設及び漁業施設の災害応急対策に関すること。 2 災害応急対策用の船舶の確保に関すること。 3 漁業団体との連絡調整に関すること。 4 水産物の災害応急対策に関すること。

部 名 (担当部長名)	班 名 (担当課名)	分 掌 事 務
土 木 部 (土木部長)	土木監理班 (土木監理課) (技術企画課)	1 土木部関係の被害情報、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関する事 2 部内各班の総括及び連絡調整に関する事。
	道路班 (道路課)	1 道路、橋りょう及びトンネルの被害調査に関する事。 2 災害時における道路、橋りょう及びトンネルの使用に関する事。 3 道路の災害応急対策に関する事。 4 緊急輸送路の確保に関する事。 5 交通管理者との連絡調整に関する事。
	河川砂防班 (河川砂防課)	1 河川及び海岸の被害調査に関する事。 2 水防に関する事。 3 雨量及び水位情報の収集に関する事。 4 ダムについての情報に関する事。 5 河川及び海岸施設の災害応急対策に関する事。 6 急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設及び砂防施設の被害調査及び応急危険度判定に関する事。 7 急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設及び砂防施設の災害応急対策に関する事。
	港湾班 (港湾課)	1 港湾施設及び海岸保全施設の被害調査に関する事。 2 風向、風速、潮位及び高潮の情報収集に関する事。 3 緊急海運施設の確保に関する事。 4 港湾及び海岸の災害応急対策に関する事。
	都市計画班 (都市計画課)	1 都市計画施設（他課所管のものを除く。）の被害調査に関する事。 2 都市計画施設（他課所管のものを除く。）の災害応急対策に関する事。
	下水道班 (下水道課)	1 下水道施設の被害調査に関する事。 2 下水道施設の災害応急対策に関する事。
	建築指導班 (建築指導課)	1 被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に関する事。 2 建築物の災害復旧の技術指導に関する事。
	住宅班 (住宅課)	1 公営住宅の被害調査に関する事。 2 応急仮設住宅の供給に関する事。 3 被災住宅の応急修理に関する事。
	収用委員会班 (収用委員会事務局)	1 他班の応援に関する事。
出納部 (会計管理者)	出納班 (会計課) (審査課)	1 災害時における出納事務に関する事。
病院部 (病院事業管理者)	県立病院班 (県立病院課)	1 県立病院による医療班の編成に関する事。 2 県立病院の災害応急対策に関する事。

部 名 (担当部長名)	班 名 (担当課名)	分 掌 事 務
教 育 部 (教育長)	総 務 班 (総 務 課)	1 教育関係義援金に関すること。 2 市町立学校施設の災害応急対策に関すること。 3 教育委員会関係の被害情報、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関すること。 4 部内各班の総括及び連絡調整に関すること。
	教 育 班 (義務教育課) (高校教育課) (特別支援教育課)	1 県立学校施設等の災害応急対策に関すること。 2 被災した児童及び生徒の育英及び奨学に関すること。 3 被災した児童及び生徒の教育に関すること。 4 教科書及び学用品に関すること。
	保 健 体 育 班 (保健体育課)	1 被災した児童及び生徒の保健管理に関すること。 2 学校給食対策に関すること。 3 県立体育施設の災害応急対策に関すること。
	生涯学習・文化財班 (生涯学習・文化財課)	1 社会教育施設の災害応急対策に関すること。 2 文化財の災害応急対策に関すること。
	人権・同和教育班 (人権・同和教育課)	1 他班の応援に関すること。
	健 康 福 利 班 (健康福利課)	1 他班の応援に関すること。
	新県立体育館整備推進班 (新県立体育館整備推進課)	1 他班の応援に関すること。
警 備 部 (警察本部長)	警 備 班 (警 備 課)	1 公安委員会との連絡に関すること。 2 災害情報の収集に関すること。 3 交通対策に関すること。

# 1-1-1 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例

(昭和38年8月1日香川県条例第29号)

県は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第71条の規定による従事命令又は協力命令により応急措置の業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害がある状態となったときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定による扶助金の支給の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和56年7月21日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和56年7月21日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成25年10月規則第56号で、同25年10月11日から施行）

この条例は、規則で定める日から施行する。

## 1-12 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例

(昭和32年10月1日香川県条例第43号)

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定により、附属機関を構成する委員その他の構成員（以下「委員等」という。）に対する報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 委員等が召集に応じて会議に出席し又は職務のため旅行したときは、別表に掲げる額の報酬を支給する。ただし、県の職員が委員等を兼ねる場合には支給しない。

(費用弁償)

第3条 委員等が召集に応じ又は職務のため旅行したときは、費用弁償として別表に掲げる額の旅費を支給する。ただし、公務員であつて委員等を兼ねる者の旅費については、その者が公務員として受ける額に相当する額とする。

(支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償の支給の方法は、県の職員の給料及び旅費支給に関する規定の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(途中 略)

附 則（平成28年12月26日条例第44号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

一 知事の附属機関

名 称	報 酬	費 用 弁 償
略		
香川県防災会議	委 員 日額 9000 円	委 員 6 級
	専 門 委 員 日額 9000 円	専 門 委 員 6 級
	幹 事 日額 9000 円	幹 事 6 級
略		
香川県石油コンビナート等防災本部	本 部 員 日額 9000 円	本 部 員 6 級
	専 門 員 日額 9000 円	専 門 員 6 級
	幹 事 日額 9000 円	幹 事 6 級
略		

## 1-13 災害対策基本法による指定機関等一覧

### 1 指定行政機関 (平成24年9月19日時点)

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

### 2 指定地方行政機関 (平成27年4月1日時点)

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

### 3 指定公共機関 (令和4年4月1日時点)

国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、電力広域的運営推進機関、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、東京瓦斯株式会社、東京ガスネットワーク株式会社、大阪瓦斯株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、東邦瓦斯株式会社、東邦ガスネットワーク株式会社、西部瓦斯株式会社、岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOS グループ株式会社、ジクシス株式会社、出光興産株式会社、太陽石油株式会社、コスモ石油株式会社、富士石油株式会社、ENEOS 株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社、株式会社 JERA、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、日本原子力発電株式会社、KDDI 株式会社、株式会社 NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン株式会社、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス、公益社団法人全日本トラック協会、一般社団法人全国建設業協会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人全国中小建設業協会



#### 4 指定地方公共機関

満濃池土地改良区、財田川沿岸土地改良区、豊稔池土地改良区、四国瓦斯株式会社、高松琴平  
電気鉄道株式会社、西日本放送株式会社、株式会社四国新聞社 (昭和38年6月1日香川県告示第275号)

株式会社瀬戸内海放送 (昭和51年11月9日香川県告示第821号)

香川県離島航路事業協同組合 (昭和52年8月25日香川県告示第589号)

株式会社エフエム香川 (昭和63年4月19日香川県告示第371号)

山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社 (昭和63年8月26日香川県告示第623号)

公益社団法人香川県看護協会 (平成21年8月1日)

一般社団法人香川県医師会 (平成23年7月14日)

一般社団法人香川県バス協会、一般社団法人香川県トラック協会、ジャンボフェリー株式会社、

一般社団法人香川県エルピーガス協会 (平成25年1月8日)